

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

○大平、金了解(イ)項に関する政府統一見解 昭三十九・十二・二

大平、金了解事項の(イ)項は、民間コモーションベースによる通商を可能にする友好的宣言条項であります。

いま御指摘の日本から韓国に対するプラント輸出の案件は、二千万ドルの緊急借款とは関係なく、且つこれらの案件は未だ許可しておりません。

この中のものが実施せられるとすれば(イ)項に該当する性質のものと解せられます。

先程後宮局長からお答えし新潟鉄工その他の件は、大平、金の了解と関係なく行われたものであります。